

つくばみらい市 産後ケア事業

お母さんの育児不安や負担を軽減するために、自宅への訪問や施設において通所(日帰り)で母子のケアや授乳指導・育児相談等が受けられる事業です。

訪問型産後ケア事業について



利用できる方

利用日当日につくばみらい市に住民票がある方で、育児不安やしこり等の乳房トラブルを抱える生後4か月までのお子さんとお母さん

訪問型産後ケアの内容

- ・助産師による乳房ケア、授乳指導、育児相談等

通所型産後ケア事業について

利用できる方

利用日当日につくばみらい市に住民票がある、下記の①～③のいずれかに当てはまる生後4か月までのお子さんとお母さん(ただし、お子さん・お母さんともに医療行為の必要がない方)

- ① お母さん自身の体調不良や育児不安等がある方
- ② 家族等から十分な支援が受けられない方
- ③ お子さんのお世話の仕方が分からないなど、育児不安がある方

通所型産後ケアの内容

- ・お母さんのケア (お母さんの健康状態、乳房トラブルなどの乳房ケア、休息に関すること)
- ・お子さんのケア (お子さんの健康状態、発育、体重、栄養等のチェック)
- ・育児サポート (授乳指導、スキンケアや沐浴指導) や育児相談
- ・食事の提供 等



利用回数・自己負担額

	自己負担額	回数
訪問型	1,000円	合わせて5回まで
通所型	2,000円	

※生活保護受給者、市民税非課税世帯の場合は、自己負担額が免除されます。
 ※自己負担額は、利用日当日に現金にて施設または助産師にお支払いください。
 ★通所型でのきょうだい・お父さんのご利用については、利用施設にご相談ください。

委託施設



	委託施設	TEL	住所
訪問型	ベビーヘルシー美蓄	0297-58-3708	つくばみらい市南太田 500-1
	BIO HOUSE (ビオハウス)	080-1124-6016	つくばみらい市紫峰ヶ丘 1 丁目
	守谷助産院	0297-45-4438	守谷市松ヶ丘 5-27-19
	母乳育児相談室 すぺーすまんま	080-3382-5105	守谷市ひがし野 3-23-14
	Fuerza de mujer (フェルサ・デ・ムフェール)	080-5447-5438	土浦市永国東町 24-6
通所型	ベビーヘルシー美蓄	0297-58-3708	つくばみらい市南太田 500-1
	お産の森いのちのもり 産科婦人科 篠崎医院	0297-44-6203	守谷市大柏 1067-1

利用のながれ



1. 利用申請

事前申請が必要です。申請は**出産後から**可能です。
健康増進課窓口・郵送のいずれかで申請が可能です。

申請に必要なもの

- ①つくばみらい市産後ケア事業利用申請書(つくばみらい市ホームページからもダウンロードできます)
- ②母子健康手帳
- ③印鑑

※生活保護受給者の方は、申請時その旨をお申出ください。

※市民税非課税世帯の方は、申請時、最新年度の「**市民税非課税世帯証明書(健康増進課指定様式)**」を提示してください。

2. 面接・審査

- ・窓口で申請の場合は、窓口で面接いたします。
- ・郵送で申請の場合は、電話にて面接いたします。

3. 利用決定

利用決定後、「つくばみらい市産後ケア事業利用承認・不承認決定通知書」を郵送します。(面接後1週間程度)

4. 予約

産後ケア施設へ直接予約の電話を入れてください。

5. 産後ケア事業の利用

利用日当日、「つくばみらい市産後ケア事業利用承認・不承認決定通知書」・自己負担額をご持参ください。

※2回目以降の利用時は、改めての申請は必要ありません。直接産後ケア施設へご予約ください。

注意事項

- ① 産後ケア事業利用中に体調不良等となった場合は、医療機関の受診を勧めることがあります。
- ② 医療行為が必要な場合、または感染症の疑いがある場合は利用できません。
- ③ 通所型産後ケアを受ける場合、赤ちゃんの予防接種の当日は利用できません。
- ④ キャンセルの場合は、利用日の前日 15 時までに産後ケア施設へ電話でご連絡ください。
これ以降のキャンセルや連絡なく利用がない場合、利用したものとみなし、キャンセル分も利用回数に含まれます。費用はかかりません。
- ⑤ 申請及び産後ケア事業の利用は平日のみとなります。土日・祝日・年末年始の利用はできません。
- ⑥ 利用施設・自己負担につきましては、変更になる場合があります。お問い合わせください。

<お申込み・お問合せ先>

つくばみらい市健康増進課(保健福祉センター内) 〒300-2422 つくばみらい市古川 1015 番地 1
☎0297-25-2100